

巻 頭 言

公益法人化の意義

秋山 剛 日本精神神経学会理事
Tsuyoshi Akiyama

公益法人化する際の日本精神神経学会の事業運営の変化については、10号で細田理事に巻頭言を執筆いただいています。しかし、最初の代議員選挙が、そろそろ開始されることから、再度「代議員制度」の意義について説明し、その後、「今後の活動の方向性」について、私見を述べたいと思います。

【代議員制度】

以下は、理事会からもお願いを発送した内容です。

公益法人においては、会員から選出される、150名の代議員が構成する「代議員総会」が最終議決機関になります。これから行われる第1回代議員選挙は、従来の社団法人の評議員選挙と比べて、大きな重要性があります。

- ①現社団法人において、評議員会は理事の選出などの重要な役割を果たしてきましたが、最終議決機関は会員総会でした。
- ②平成24年7月22日臨時会員総会で決定された定款によりまして、公益社団法人における最終議決機関は、会員総会ではなく代議員総会となります。
- ③よって、代議員は、代議員総会において、会員を代表して日本精神神経学会の活動状況について討論し、最終議決としての評決を行うこととなります。
- ④選出された方は、上記の自覚をもって、代議員総会には必ず出席していただきますよう、お願い致します。
- ⑤現社団法人の評議員の任期は3年でしたが、公益社団法人の代議員の任期は4年です。この間に、2年任期の理事を2回互選していただきます。この面でも、影響が大きくなります。
- ⑥公益社団法人の登記を、平成25年4月1日に予定しております。その前に、第1回代議員選挙を行わなければならないため、現社団法人の評議員選挙から1年で、再度選挙を行っていただきます。ご理解をいただければ幸いです。
- ⑦代議員数は、評議員のときと同じ、150名とされていま

す。定数については、会員サーベイの結果に基づいた案を、臨時会員総会でご承認いただきました。

今回の代議員選挙は、このように、日本精神神経学会の今後4年間の活動の方向性を左右する大きな意義もっています。会員みなさまに、これまでも増して高い関心をもって投票をいただければ幸いです。なお、会員も代議員総会を傍聴できますし、代議員総会の同意があれば、発言することもできます。

【今後の活動の方向性】

以下は、私の私見です。

社団法人のときの日本精神神経学会も、様々な公益的な活動をしてきました。しかし、「公益法人格」を取得した後は、日本精神神経学会が行う活動が、「公益」に資することを、さらに明確にしなければなりません。学術総会や雑誌の発行などの活動についても、「精神科医の知識の増進を通して、間接的に国民の利益に資する」という形のほかに、「一般国民も関心があれば情報を入手ができる」形をとる必要があると思われま

す。また、メールなどを通じて、会員へのアンケートを行い、会員の意見を集約できればと考えています。会員総会が最終議決機関でなくなっても、会員の意見集約ができれば、それに基づいた学会運営を行えると考えます。

日本精神神経学会の見解は、すでに、厚生労働省をはじめ様々な公的機関から、重視されていますが、今後、日本精神神経学会への注目が、さらに高まると思われます。精神医療に関して、専門家など関係者の意見、提案がまとまらないために、公的機関への提言が結局採用されないという事態は、世界的によくみられます。日本精神神経学会が、会員をはじめ、精神医療に関する関係者の見解を広く集約する役割をとれるようになれば、それが政府の施策に反映され、会員のためにも、日本の精神医療のためにも、有意義な活動を展開できるのではないかと考えています。